

計画 (第3期) (素案)



条例・計画について詳しくはこちら

ご意見・ご提案もこちらから提出できます

け(関係性)について

もの権利条例

子ども・若者総合計画(第3期)

2023～16(2034)年度

世田谷区子どもの権利条例の推進計画です。
また、こども基本法で市町村の努力義務とされている「こども計画」に位置付けるとともに、これまでと同様、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「子どもの貧困対策計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を内包します。

子ども・若者の皆さんへ

「せたがや子ども・若者の声ポスト」(インターネットアンケート)第2弾を実施します!

今回は、条例と計画の素案について意見を募集しています。

条例と計画って何だろう?



アンケートのページで最初に分かりやすく説明しているよ!皆さんの意見をお待ちしています!

アンケートのページはこちら▶▶▶



区HPQ 2220

世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)

計画を貫く4つの原則



子ども・若者総合計画(第3期)素案はこちら



区HPQ 18418

めざす
まちの姿

みんなが自分らしくチャレンジでき 笑顔になれるまち

計画の
目標

子どもが権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現する。

政策の柱

- ①子ども・若者の参加・参画をすすめる、子どもの権利が保障されるまち(地域)を実現します
- ②乳幼児期の支援を通じて、子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます
- ③子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つことができる環境をつくります
- ④若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくります
- ⑤子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります
- ⑥人や支援につながりながら、地域で心よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます
- ⑦子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくります



コラム 私たちも「条例前文」や「めざすまちの姿」を考えました!

区内の中学・高校生15人をメンバーとする「子ども条例検討プロジェクト」を6月～7月に計4回開催。令和5年度に実施した「小学生・中学生アンケート」などで子どもたちから聴いた意見を踏まえて、参加した子どもたちが「条例前文」や「めざすまちの姿」を検討しました。

